

恣意的拘禁ネットワーク
2021年1月18日シンポジウム資料

無期刑の終身刑化

2021年1月18日
監獄人権センター 弁護士 大野鉄平

無期懲役が科せられた受刑者の 仮釈放の基準

刑法第28条により、無期刑受刑者の仮釈放が許されるためには、

- ▶ 刑の執行開始後10年が経過すること
 - ▶ 当該受刑者に「改悛の状」があること
- の2つの要件を満たすことが必要。
- ▶ この10年というのが一人歩きした言説が時々あるが・・・



無期刑の仮釈放率0.6%の衝撃

1 無期刑の執行状況

(1) 無期刑受刑者数の推移等

表1-1 無期刑受刑者数、無期刑仮釈放者数及び死亡した無期刑受刑者数の推移等

(平成21年～平成30年)

	年末在所 無期刑者数 (人)	無期刑 新受刑者数 (人)	無期刑 仮釈放者数 (人)	無期刑 新仮釈放者 数 ※…① (人)	①の 平均受刑 在所期間	死亡した 無期刑 受刑者数 (人)
平成21年	1,772	81	6	6	30年 2月	14
平成22年	1,796	50	9	7	35年 3月	21
平成23年	1,812	43	8	3	35年 2月	21
平成24年	1,826	34	8	6	31年 9月	14
平成25年	1,843	39	10	8	31年 2月	14
平成26年	1,842	26	7	6	31年 4月	23
平成27年	1,835	25	11	9	31年 6月	22
平成28年	1,815	14	9	7	31年 9月	27
平成29年	1,795	18	11	8	33年 2月	30
平成30年	1,789	25	10	7	31年 6月	24
合計	-	355	89	67	-	210

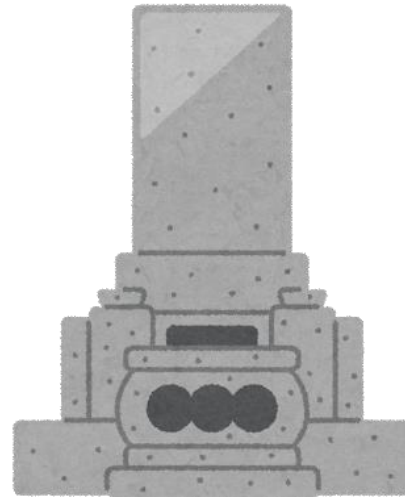
【備考】

- ・ 無期刑新仮釈放者とは、無期刑仮釈放者のうち、「仮釈放取消し後、再度仮釈放を許された者」を除いたものである。

法務省発表資料「無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について」（2019年12月）より引用

日本の無期刑は終身刑化している

- ▶ 仮釈放となる者の数の2～3倍の者が、刑務所内で死亡しているという現実。
- ▶ 事実上の終身刑に。



在所期間が50年を超える人もいる

(2) 無期刑受刑者の在所期間

表1-2 無期刑受刑者の在所期間・平均年齢(平成30年末)

平成30年末在所期間(年)		受刑者数	比率	平均年齢(歳)
10年未満		370	20.7%	51.2
10年以上	10-20	848	47.4%	55.7
	20-30	295	16.5%	64.0
	30-40	225	12.6%	69.3
	40-50	40	2.2%	73.4
	50以上	11	0.6%	80.6
10年以上小計		1,419	79.3%	60.3
総計		1,789	100.0%	58.4

無期刑受刑者の高齢化

(3) 無期刑受刑者の年齢

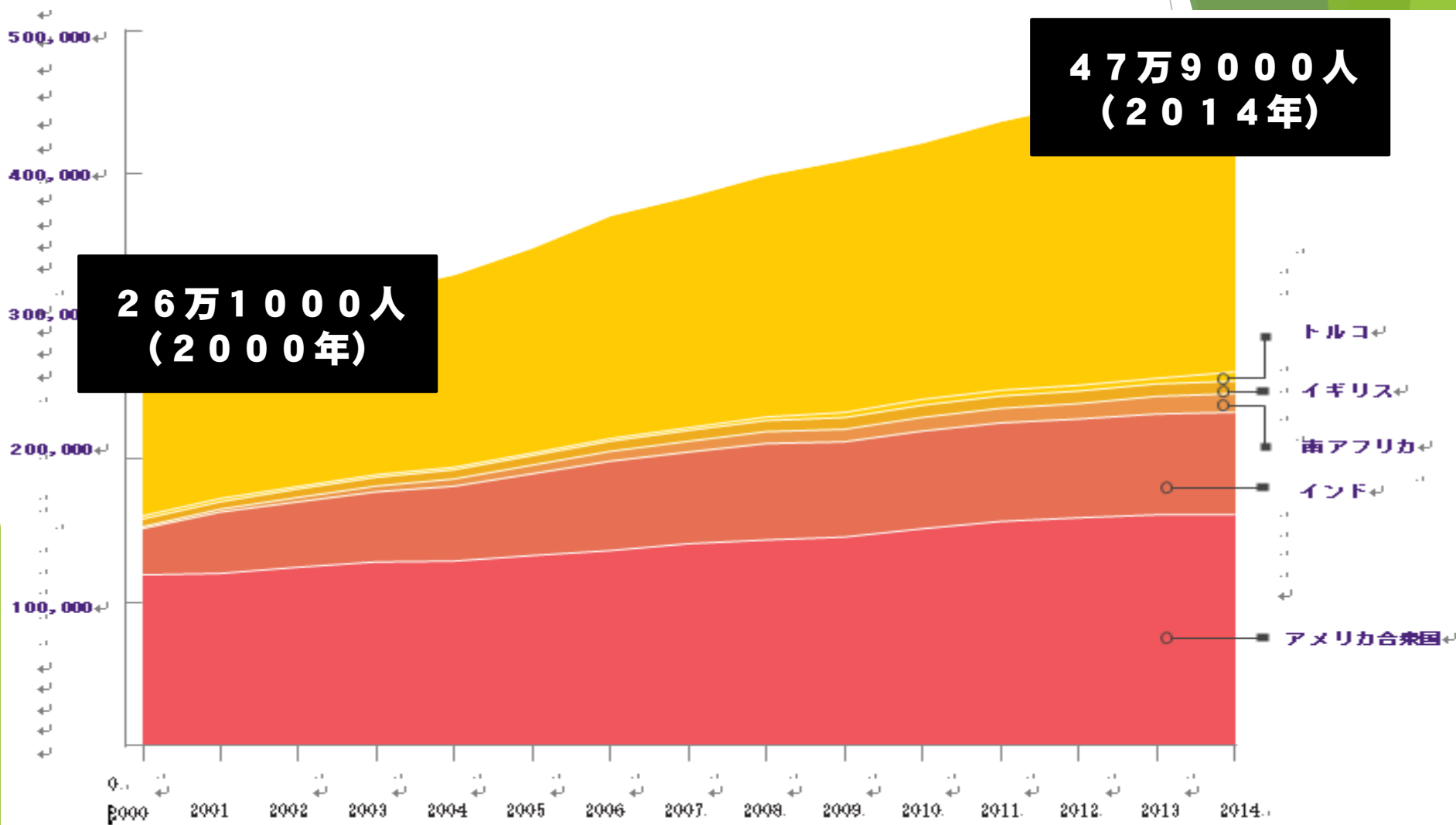
表1-3 無期刑受刑者の年齢構成(平成30年末)

平成30年末年齢	受刑者数	比率
10歳代	0	0.0%
20歳代	27	1.5%
30歳代	146	8.2%
40歳代	333	18.6%
50歳代	419	23.4%
60歳代	409	22.9%
70歳代	358	20.0%
80歳代以上	97	5.4%
総計	1,789	100.0%



- ▶ 仮釈放数があまりに少ないことにより、無期刑受刑者の高齢化は深刻。

急増する世界の終身刑受刑者 14年間で約84%増加



26万1000人
(2000年)

47万9000人
(2014年)

- トルコ
- イギリス
- 南アフリカ
- インド
- アメリカ合衆国

国際人権基準と終身刑 「希望に対する権利」

- ▶ たとえ重大犯罪で有罪とされたものであっても、更生をして社会に戻り、自律かつ自立した生活を送る機会が与えられるべき（自由権規約10条1項3項参照）
- ▶ 仮釈放の可能性のない終身刑の場合、更生の機会が剥奪される場合が多い
- ▶ 「希望に対する権利」は人道性の基本的側面（Vinter and Others v. UK ヨーロッパ人権裁判所）
 - 釈放への希望を認めない終身刑は非人道的で品位を傷つけるものであり、ヨーロッパ人権条約3条に違反する

このような事態を変えるために

- ▶ (i) 仮釈放の要件を客観化し、「社会の感情」や「悔悟の情」などの主観的要件を削除すべき。
- ▶ (ii) 定期的に仮釈放の審査を行うことを定めるべき。
- ▶ (iii) 仮釈放の判断を適正かつ公平に行うものとするため、地方更生保護委員会の独立性を強化して構成を見直すべき。
- ▶ (iv) 仮釈放を不許可とする判断は決定によるものとし、その決定は理由とともに受刑者本人に対して書面により告知し、仮釈放不許可決定に対する不服申立てを認めるべき。

